

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県越前市国府一丁目五番地、最後の住所福岡県越前市若竹町七番八号

被相続人 亡 森下八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

福岡県越前市池ノ上町第二二二三番地の一

相続財産清算人 司法書士 前川 貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨木県水戸市田野町一一五二番地、最後の住所福岡市東森田三丁目一一四番地 S tell a V 二〇二号

被相続人 亡 谷 亮輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

福岡県福岡市春山一丁目一番一四号福岡新

聞さくら通りビル一階ひだまり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西村 和浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市別所温泉一〇八〇番地、最後の住所長野県上田市保野五六六番地 第三上田ひもろ木園 被相続人 亡 増澤寿美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

長野県上田市中央北二丁目六番一七号

相続財産清算人 弁護士 藤井 志織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区懐山四四〇番地、最後の住所浜松市天竜区懐山四四〇番地 被相続人 亡 大石 恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

浜松市中央区中央一丁目一八番四号ウイス

テリアビーク二〇一号 さなる法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市八町通五丁目三番地、最後の住所愛知県豊橋市立花町八六番地

被相続人 亡 加藤 眞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

愛知県豊橋市中柴町九番地

相続財産清算人 弁護士 小林 大悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀市唐人二丁目一四九番地、最後の住所名古屋市中区丸の内三丁目八番一〇号 I S H 丸の内ビル四Bスリービット法律事務所

被相続人 亡 田中 敬之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

名古屋市中区丸の内三丁目八番一〇号 I S H 丸の内ビル四Bスリービット法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三田 翔一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市大志一丁目四番地四、最後の住所愛知県一宮市緑二丁目八番二二二番地

被相続人 亡 江崎久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

愛知県一宮市栄一丁目八番一二号 一宮栄

ビル四階 弁護士法人アストラ

相続財産清算人 弁護士 篠塚 渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市北浜田町一二番、最後の住所三重県四日市市北浜田町一二番五一〇〇七号北浜田マンションB棟

被相続人 亡 駒井 潤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

三重県四日市市諏訪町四番五号 四日市諏

訪町ビル七階 旭合同法律事務所 四日市

事務所 相続財産清算人 弁護士 松波 伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波市市島町徳尾一五四七番地、最後の住所京都府福知山市宇西長一〇番地の

被相続人 亡 森本 勉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

事務所京都府福知山市駅前町三二二番地

三右衛門ビル二階

相続財産清算人 司法書士 井上 利博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市鏡町宝出一三七番地、最後の住所京都府城陽市寺田袋尻四〇番地の

被相続人 亡 星田 征樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

京都市上京区寺町通丸太町上ル 洛陽法律

事務所 相続財産清算人 弁護士 磯谷 昇太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区天下茶屋東一丁目一三番、最後の住所大阪府西成区天下茶屋東一丁目二三番二〇号 被相続人 亡 岩本 行弘

第64期決算公告

令和8年6月26日

札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号

株式会社NICHIO

代表取締役 宮澤 和孝

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,801,147	流動負債	4,612,671
固定資産	5,835,407	(賞与引当金)	(443,843)
		(製品保証等引当金)	(397,068)
		固定負債	240,944
		退職給付引当金	240,944
		株主資本	11,782,939
		資本金	120,000
		利益剰余金	11,662,939
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	11,632,939
		(うち当期純利益)	(2,142,476)
資産合計	16,636,554	負債・純資産合計	16,636,554

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

大阪府北区天神橋二一三八MF南森町ビ

ル九階

相続財産清算人 弁護士 原田 謙司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市常称寺町五〇番地、最後の住所兵庫県宝塚市大原野字南六虫一番地の二五三 宝塚シニアコミュニティ

被相続人 亡 山下 久和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月十三日

兵庫県宝塚市栄町二丁目一番七二〇一

号 相続財産清算人 司法書士 林 郁代